

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

武雄市人口ビジョン（令和7年3月改訂）によると、本市の人口は昭和25年の約7.1万人をピークに減少し続け、令和7年現在で約4.6万人となっている。少子高齢化や若年人口・生産年齢人口の減少も進んでおり、市内の中小企業は深刻化する人手不足・後継者不足に直面している。

令和2年の国勢調査によると、市内の産業分野ごとの従業者数は、製造業が全体の18.74%と最も多く、次いで医療・福祉が17.86%、卸売業・小売業が14.03%となっており、この3業種で全体の約半数を占めている。

4半期ごとに実施している本市の経済観測調査において、市内中小企業は深刻化する人手不足や物価高騰、働き方改革への対応など、これまでにない経営環境の変化に直面している実態が窺える。

本市では令和4年度に西九州新幹線が開通し新たなビジネスチャンスも生まれている中で、厳しい経営環境に直面しながらも地域経済を支えている中小企業者の生産性向上の取組を支援し、地域産業の持続的発展と成長を目指す。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の設備投資を促したい。

これを実現するために目標として、計画期間中に先端設備等導入計画15件の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業、多くの事業者を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、武雄市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種、全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

下記に該当する事業者においては先端設備等導入計画認定の対象外とする。

- (1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画である事業者。
- (2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力と関係が認められる事業者。
- (3) 市町村民税を滞納している事業者。